

## 箱根町における宿泊税の考え方

横浜国立大学大学院国際社会科学研究院  
伊集守直

### 1. はじめに

箱根町では宿泊税の導入を検討しているが、これまで「箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議」での議論を中心としながら、そのあり方について検討してきた。現在、町内に所在する宿泊施設への宿泊行為を課税客体、宿泊数を課税標準、宿泊者を納税義務者、1人1泊につき350円（一律定額制）を税率として、宿泊税を導入することを基本的な骨子として位置づけている。以下では、本会議での検討内容も踏まえたうえで、箱根町における宿泊税の考え方について、とくに普通税としての導入を念頭において整理する。

### 2. 箱根町の財政状況と財源確保の必要性

#### (1) 箱根町の財政構造

箱根町は現在、1万人程度の人口でありながら、歳出歳入決算額が120億円を超えており、近隣団体もしくは同程度の人口の団体と比較して、非常に大きな財政規模となっている。その主な要因は、歳出面で見れば、年間2000万人程度の観光客の来訪に対応するために生じる消防救急、ごみ処理、下水道などの分野を中心とする財政需要の大きさにある。

箱根町の財政構造における特徴の1つは、歳入面における地方税収の大きさである。箱根町の税収は固定資産税を中心としつつ、全国1位の税収額をもつ入湯税にも支えられながら、人口1人当たり税収額は近隣団体と比較して非常に大きなものとなっている。

一方で、歳出面では、観光客の来訪に対応するため、消防費、清掃費、下水道費の歳出額が大きく、人口1人当たり歳出額は近隣団体と比較して、非常に大きなものとなっている。また、商工（観光）費についても、2000万人の観光客を受け入れる体制を整備するために多くの費用がかかっている。これらの歳出面における特徴により、全体としてみると人口1万人の団体としては突出した歳出規模となっている。

このように、箱根町は、歳入面では豊かな税収に支えられている一方で、歳出面では地方交付税の算定には反映されない観光客の来訪にともなう財政需要による支出を要するため、結果として、一貫して地方交付税の不交付団体という位

置づけにありながらも、厳しい財源不足に直面するという財政構造となっている。

箱根町の決算資料によれば、令和 6 年度の地方交付税算定における基準財政需要額と歳出決算額における一般財源充当額、およびその差額について、総額における乖離額 73.4 億円のうち、公債費やその他を除いた分野<sup>1</sup>での乖離額は約 34 億円となっているが、その過半（約 20 億円）は消防費、清掃費、商工（観光）費によるものとなっており、観光客の来訪にともなう財政需要の大きさが箱根町の構造的な財源不足の大きな要因となっている。

## (2) 今後の財政収支見通し

箱根町の中長期財政見通し（令和 7 年時点修正）によれば、令和 10 年度から 14 年度にかけて、観光施策の充実に関する所要額を含め、年平均 13.2 億円の財源不足が見込まれている。

引き続き、一般行政サービスの経費が増加する見込みだが、令和 7 年度との比較では、下水道費は 0.9 億円減少する一方で、清掃費で 3.9 億円、消防費で 1.9 億円、観光費で 3.2 億円の増加が見込まれている（いずれも年平均）。

また、観光客対応に関わる分野の歳出増加の見通しと同時に、箱根町においても他団体と同様に、小学校建替えや橋りょう架替えなどの公共インフラにおける建設事業費と公債費の増加（それぞれ 6.1 億円、3.3 億円の増加）や、職員人件費の 4.2 億円の増加が見込まれており、むしろこれらの支出が、今後の歳出圧力として大きくなることが考えられる。

そのため、箱根町における公共施設の維持更新や人件費にかかる歳出の増加に対応していくためには、前節で示した町の構造的な財政問題の要因である観光客の来訪にともなう財政需要を満たす収入を安定的に確保していくことが重要な課題として位置づけられる。

## (3) これまでの取組みと宿泊税導入の関係

不交付団体でありながら、構造的な財源不足の課題を抱えるという特徴をもつ箱根町においては、これまでも他団体と同様に、歳出削減を中心とする行財政改革の取組みが進められてきた。平成 27 年度には、それまでの「行財政改革大綱」や「箱根町財政健全化プラン」を引き継ぎながら「箱根町行財政改革アクションプラン」を策定・実施し、現在では「第 2 期行財政改革アクションプラン」の実施に取り組んでいるところである。

---

<sup>1</sup> 消防費、清掃費、下水道費、商工行政費、民生費、保健衛生費、農業行政費・林野水産行政費、道路橋りょう費・都市計画費・公園費・その他土木費、小・中学校費・高等学校費・その他教育費から算出している。

しかしながら、歳出削減を中心とする取り組みだけでは構造的な財政課題に対応しきれないという状況から、平成 28 年度から固定資産税の超過課税として、0.18%を上乗せした税率 1.58%での課税を実施し、現在まで継続している。ただし、この超過課税による税収額は年間約 5 億円となるが、本節 (1) で示した乖離額を埋めるには必ずしも十分な税収額とはなっておらず、(2) で示した今後の歳出増加の見通しも踏まえて、改めて構造的な財源不足に対応するための財源確保の必要性に迫られている状況にある。

固定資産税の超過課税の実施にあたっては、観光客対応に起因する構造的な財政課題を背景としながら、町外の事業者や個人等の納税義務者数および固定資産税額がそれぞれ全体の 4 分の 3 程度を占めるという箱根町の固定資産税の特徴を踏まえたうえで、町民、町内外の事業者、町外の別荘所有者等に対して幅広く負担を求めることを狙いとしている。したがって、現在の財源不足を解消する手段としては、固定資産税の超過税率をさらに引き上げることが重要な選択肢として挙げられる。一方で、超過課税実施の際に事業者等から理解を得られた理由の 1 つとして、他団体における都市計画税の負担分との均衡があるため、固定資産税の超過税率をさらに引き上げるとは、現実的かつ重要な選択肢であるものの、慎重な検討を要する事項と言える。

以上のような、箱根町特有の財政構造や今後の財政見通し、これまでの取り組みの経緯を踏まえたうえで、構造的な財源不足の解消を図るために、観光客に負担を求めることを目的とした宿泊税の導入を位置づけることができる。

### 3. 宿泊税の制度設計

#### (1) 課税客体としての宿泊行為

前述の通り、箱根町では、観光客の来訪にともなう財政需要に対応するために、観光客に対して負担を求めるという考え方を採用しているが、他団体において導入されている「観光協力税」や「宮島訪問税」のように、入域税という方法で観光客を捕捉することは、地理的な条件から困難である。そのため、その代替的な方法として、宿泊行為を課税客体とする宿泊税を採用することが現実的な手段として位置づけられる。なお、年間 2000 万人の観光客のうち、宿泊客数は 400 万人程度ではあるものの、滞在日数・時間は日帰り客よりも多く、観光消費額において宿泊費が占める割合は 7 割程度である状況からも、箱根町での滞在において一般行政サービスを受ける観光客の捕捉方法として宿泊客を位置づけることは一定の合理性をもつものと言える<sup>2</sup>。

---

<sup>2</sup> 「箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議」における検討においては、宿泊税が導入された場合であっても、より多くの観光客に負担を求める方法を継続的に検討していくべきだという意見が提出されている。

## (2) 法定外普通税としての導入

箱根町では、宿泊税を法定外普通税として導入することが妥当であると考えられる。その主な理由は、すでに示したように、観光客が受ける行政サービスが観光振興の取組みによるものにとどまらず、救急消防、ごみ処理、下水道などを中心として、行政サービスの対象として町民と区別することができない一般行政サービスに及んでいることにある。

下表の通り、すでに法定外目的税として宿泊税を導入している団体では、宿泊税収が税収総額や歳入総額に占める割合は限定的であり、税収の使途は観光振興策に限定されている。北海道の2町1村（見込額を含む）のように、小規模団体では宿泊税収が税収総額に占める割合が10%を超えているが、これらの団体はいずれも地方交付税の交付団体であり、歳入総額に占める宿泊税収の割合はやはり限定的である。

それに対して、箱根町の場合は不交付団体であることから、予定している税率（1人1泊につき350円）は他団体よりも高いものではないものの、税収総額および歳入総額に占める割合は大きなものとなると見込まれる。これはすでに説明した町民と区別できない一般行政サービスにおいて生じている大きな財政需要を賄う必要があるためであり、税収の使途を観光振興策に限定することができないことから普通税として導入する必要がある。

宿泊税収が税収額/歳入額に占める割合					単位：百万円	
		A	B	A/B	C	A/C
		R5宿泊税収決算額	R5税収決算額	割合 (%)	R5歳入決算額	割合 (%)
北海道	倶知安町	444	4,231	10.5	17,622	2.5
石川県	金沢市	1,036	84,969	1.2	210,171	0.5
京都府	京都市	5,199	320,060	1.6	966,939	0.5
福岡県	北九州市	384	181,082	0.2	617,807	0.1
福岡県	福岡市	2,816	369,937	0.8	1,123,213	0.3
長崎県	長崎市	297	55,356	0.5	239,245	0.1
平年度見込額						
北海道	ニセコ町	162	1,038	15.6	5,720	2.8
北海道	赤井川村	42	345	12.2	2,814	1.5
愛知県	常滑市	200	12,490	1.6	28,876	0.7
静岡県	熱海市	600	10,159	5.9	24,210	2.5
神奈川県	箱根町	1,330	6,366	20.9	12,670	10.5

出所：総務省決算カードおよび総務省資料「法定外税の実施状況（令和6年度）」より作成。

### (3) 税率設定の考え方

箱根町では、宿泊数を課税標準、1人1泊につき350円（一律定額制）を税率とすることを検討しているが、上記の通り、観光客が町に滞在する際に一般行政サービスから受ける利益への対応にあたり、法定外普通税として宿泊税の負担を求める場合は、応益課税という性格を有すると位置づけられる。

市町村における基幹的な法定普通税である固定資産税や個人住民税（所得割）などは応益課税の性格をもつ税として位置づけられ、課税標準に対して比例税率が適用される税である<sup>3</sup>。しかし、これらの税目によって特徴づけられる「応益課税としての比例税率の設定」という論理を援用して、箱根町の宿泊税において定率制（比例税率）を採用することは難しいと考えられる。

まず、応益課税は、行政サービスから受ける利益の程度に応じて住民（納税義務者）が税を負担するという考え方であり、利益の程度は、固定資産の価格や個人の所得というように、納税義務者がもつ「経済力」の大きさに応じて捉えるものとされる。しかし、宿泊税において、仮に宿泊料金を課税標準とした場合であっても、それが宿泊客（納税義務者）の経済力を示す変数と捉えることは必ずしも適切ではない。もちろん、宿泊料金と宿泊客の所得には一定の相関関係があることが推測されるが、宿泊客の「経済力」を直接的に捉えるものではない。そのため、普通税として宿泊税を導入する場合に、応益課税としての具体的な課税方法として、宿泊料金を課税標準とした定率制を採用することはふさわしくないとと言える。

なお、一部の団体では法定外目的税として宿泊税を導入し、宿泊料金を課税標準としたうえで定率制を採用している例がある。この例では、目的税として導入しており、税収の用途を観光振興策に限定しているため、宿泊料金の大きさと観光振興に限定された行政サービスによる利益の大きさを関連づけることにより、限定された範囲で比例税率を根拠づけること、つまり応益課税というよりも受益者負担に近い考え方から比例税率を根拠づけることは可能であると言える。

これに対して、箱根町では、宿泊する期間に町に滞在する宿泊者が一般行政サービスから受ける利益に応じて宿泊税の負担を求めるという考え方を採用しているため、普通税として位置づけることに加えて、税率としては1人1泊につき定額の負担を設定し、宿泊日数に応じた宿泊税の負担を求めることが妥当であると考えられる。

---

<sup>3</sup> 三位一体改革において所得税から個人住民税に税源移譲がなされた際に、個人住民税所得割の税率は従来の3段階の累進税率から比例税率に変更されたが、これは個人住民税の応益課税の側面が強化されたとも位置づけられる。



## 1 箱根町の財政構造

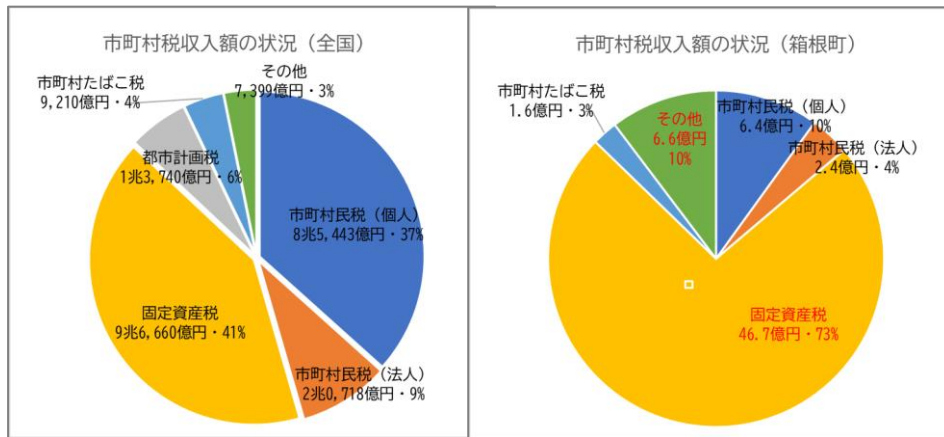
### (1) 歳入

#### ア 町税

観光・宿泊施設などの大規模建築物や多くの償却資産を有しているため、町税のうち固定資産税が非常に大きな割合を占め、人口1人当たりの金額に換算した場合、県内で突出して高額となっている。(図表1.2)。

また、入湯税は6.2億円(R5)で、昭和61年以降、入湯客数とともに全国1位を維持している。

[図表1 市町村税収入額の状況(全国との比較)]



出典：【全国】令和6年度地方財政白書(令和4年度決算の状況)(総務省HP)

【箱根町】令和4年度地方財政状況調査

[図表2 県内市町村の市町村税の概況(県内市町村との比較)]

県内市町村の市町村税の概況

市町村名	人口 (n. 1. 1)	総額	市町村税(百万円)			市町村税総額 人口1人 当たり(円)
			うち個人 市町村民税	うち法人 市町村民税	うち 固定資産税	
<b>箱根町</b>	<b>10,907</b>	<b>6,366</b>	<b>635</b>	<b>243</b>	<b>4,675</b>	<b>583,645</b>
逗子市	58,510	9,747	5,192	234	3,400	166,592
南足柄市	40,666	6,788	2,251	447	3,312	166,935
湯河原町	23,483	3,708	1,170	127	1,737	157,921
海老名市	139,604	25,680	9,934	1,372	11,595	183,950
伊勢原市	100,156	17,227	6,752	1,079	7,521	172,003
座間市	131,356	19,551	8,136	896	8,293	148,846

出典：令和5年版市町村財政要覧(神奈川県)

## (2) 歳出

### ア 消防費

消防施設数や装備は、人口 10 万人以上の海老名市や伊勢原市と同等の規模であり、人口 1 人あたりの消防費は、神奈川県内の平均を大きく上回り、県内で最も高額となっている（図表 3）。

これは、山岳地形で地域が分散しているという地理的条件や、町内に救急医療機関がないという要因だけではなく、観光客に起因する交通渋滞により近隣病院までの搬送時間が全国平均と比較して大幅に長い（図表 4）中で、救急搬送の半数を占める観光客（図表 5）に対応するための救急自動車や、高層ホテル等に対応できる高性能はしご車を常時配備しているためである。

[図表 3 消防施設数や装備（県内市町村との比較）]

市町村名	人口	消防本部・署						消防費	
		消防本部	消防署数	出張所数	消防吏員数	消防ポンプ自動車数	救急自動車数※	決算額 (百万円)	1人当たり (円)
箱根町	10,845	1	1	3	103	4	4	978	89,172
湯河原町	28,819	1	1	2	79	5	3	695	30,930
海老名市	140,170	1	1	3	191	5	5	2,178	15,538
伊勢原市	101,446	1	1	2	128	5	4	1,483	14,620
座間市	132,075	1	1	2	172	5	4	1,811	13,715

出典：令和 5 年版消防統計（神奈川県）、令和 5 年版消防現勢

[図表 4 平均収容時間（全国平均・県平均との比較）]

（単位：人・台・分）

団体名	人口 (R2国調人口)	救急隊員数 [人口 1 人あたり]	救急自動車数 [人口 1 人あたり]	平均 収容時間
箱根町	11,293	41 [0.00363]	5 [0.00044]	68
県	9,237,337	4,298 [0.00047]	333 [0.00004]	47.6
国	126,146,099	66,616 [0.00053]	6,591 [0.00005]	47.2

出典：[県] 令和 5 年度神奈川県消防統計、[国] 令和 5 年版救急・救助の現況

[図表 5 救急搬送人員の推移]

区分	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度（構成比）
総数	1,933	1,829	1,359	1,272	1,688	1,824 (100.0%)
居住者	687	723	578	587	678	682 (37.4%)
観光客	914	806	595	534	781	816 (44.7%)
その他	332	300	186	151	229	326 (17.9%)

出典：箱根町消防年報（令和 5 年版）

## イ 清掃費

観光客の受入れに伴い、特に事業系ごみの排出が多いため、人口1人あたりのごみ総排出量は全国平均の約4倍となっている(図表6)。

また、このごみを処理するために、人口6万人の自治体と同規模の施設を運営する必要があり、人口1人あたりの清掃費は、神奈川県内の平均を大きく上回り、県内で最も高額となっている(図表7)。

[図表6 人口1人1日あたりのごみ排出量(全国平均との比較)]

(単位:g/人日)

団体名	1人1日あたりのごみ排出量		
	合計(総排出量)	生活系ごみ	事業系ごみ
箱根町	3,397	968	2,429
軽井沢町	1,550	881	669
全国平均	854	594	260

出典:令和5年度一般廃棄物処理実態調査

[図表7 ごみ焼却処理施設の状況(県内市町村との比較)]

市町村名	施設名	公称能力(t/日)	人口(R5.10)	生活系ごみ1人1日当たり排出量(g/日人)	ごみ処理費	
					決算額(百万円)	1人当たり(円)
箱根町	環境センター第1プラント	135	10,965	963	1,240	113,173
逗子市	清掃センターじん荼処理場	140	59,019	596	1,267	21,469
南足柄市	清掃工場	73	39,817	709	675	16,971
湯河原町真鶴町衛生組合	湯河原美化センター	70	28,819	937	656	22,795

出典:令和5年度神奈川県的一般廃棄物処理事業の概要(ごみ処理費は建設改良費を含む)

## ウ 下水道費

地理的条件や常住人口に加え、別荘人口や観光人口も加味して公共下水道施設を整備しており、これを維持するため、一般会計から公共下水道事業会計に対して、類似団体の2.5倍以上の金額を補助している(図表8)。

[図表8 類似団体等との決算額比較]

団体名	下水道費	同規模団体
箱根町	2.2億円	福井県永平寺町(17,900人・94.43km <sup>2</sup> ) 静岡県東伊豆町(11,305人・77.82km <sup>2</sup> ) 和歌山県紀美野町(7,912人・128.34km <sup>2</sup> )
同規模団体平均	1.0億円	和歌山県串本町(14,297人・135.67km <sup>2</sup> ) ※箱根町(10,957人・92.86km <sup>2</sup> )

出典:令和5年度地方財政状況調査

## エ 観光費

観光客を受け入れる体制を維持し、また、持続可能な観光地として発展していくために、同規模団体の3.5倍以上の費用を要している（図表9）。

[図表9 類似団体等との決算額比較]

団体名	商工（観光）費	同規模団体
箱根町	5.9億円	福井県永平寺町（17,900人・94.43km <sup>2</sup> ） 静岡県東伊豆町（11,305人・77.82km <sup>2</sup> ） 和歌山県紀美野町（7,912人・128.34km <sup>2</sup> ）
同規模団体平均	1.6億円	和歌山県串本町（14,297人・135.67km <sup>2</sup> ） ※箱根町（10,957人・92.86km <sup>2</sup> ）

出典：令和5年度地方財政状況調査

### (3) 基準財政需要額と歳出決算額との乖離

消防費、清掃費、商工（観光）費において、全国標準の行政需要（基準財政需要額）と決算額（うち一般財源分）との間に大きな乖離が生じている（図表10）。

また、この乖離は、固定資産税超過課税導入前の平成27年度では42.8億円程度だったのに対し、令和6年度は73.4億円程度となっており、10年間で行政需要が大幅に拡大している。

[図表10 基準財政需要額と決算額（うち一般財源分）との比較]

項目	総額				
	消防費	清掃費	下水道費	商工（観光）費	
R6交付税(A)	3,471,458	270,775	149,232	286,915	32,898
R6決算額[一財](B)	10,811,811	1,012,863	768,969	225,182	625,843
乖離(A-B)	▲ 7,340,353	▲ 742,088	▲ 619,737	61,733	▲ 592,945

※R6 交付額は、令和6年度地方交付税算定台帳における基準財政需要額である。

R6 決算額 [一財] は、令和6年度地方財政状況調査（一般会計分）の歳出のうち一般財源充当金額である。

## 2 今後の財政収支見通し

### (1) 消防費

消防救急体制を確保するため、合計 400 名を超える消防職員、消防団員を配置するとともに、高規格救急車、ポンプ車等の配備や消防施設の整備により、1.9 億円程度の増加が見込まれる。

(単位：億円)

項目	令和10年度以降に見込まれる行政需要 (R10～R14平均)		
	(参考) R7予算額との差額		
	内訳		
消防職員や 消防団員の配置 (人件費)	9.5	+1.2	・ 消防職員103名 ・ 消防団員316名
消防自動車の 更新	0.8	+0.0	・ 1～2台/年を計画的に更新
消防施設の更新	0.7	+0.7	・ 仙石原分署建替 (2.7/R10) ・ 消防団第6分団詰所建替 (0.5/R11) ・ 消防団第11分団詰所建替 (0.5/R14)
計	11.0	+1.9	

### (2) 清掃費 (ごみ処理)

令和7年10月から可燃ごみ共同処理を開始しており、今後は町内の中継施設を経て、湯河原町美化センターで処理されるため、清掃第1プラントの運営費が削減される一方で、新たに共同処理に要する費用の発生により、3.9 億円程度の増加が見込まれる。

(単位：億円)

項目	令和10年度以降に見込まれる行政需要 (R10～R14平均)		
	(参考) R4～6平均との比較 (※)		
	内訳		
可燃ごみ 共同処理の開始	7.0	+7.0	・ 中継施設等運営管理費 (+3.0/年) ・ 広域処理施設利用等負担金 (+3.0/年) ・ 公債費 (中継施設等整備) (+1.0/年)
清掃第1プラント (焼却施設)の 運転終了	0.0	▲3.1	・ 光熱水費、各種委託料 (▲2.0/年) ・ 設備改修費 (▲1.0/年) ・ 職員人件費 (▲0.1/年)
計	7.0	+3.9	

※令和7年度途中から共同処理が開始されたため、直近で比較を行ったもの。

### (3) 下水道費

公共下水道事業会計の収支改善に伴い、一般会計からの補助金は年平均 1.0 億円と、令和 7 年度から 0.9 億円程度減少する見込みである。ただし、令和 12 年度から新たな処理区の供用が開始予定であるほか、処理場、管路等の老朽化に伴い、想定を上回る規模の改修、更新が生じることが懸念される。

### (4) 観光費

「第 2 次 HOT21 観光プラン実施計画（後期）（令和 6～9 年度）」の各施策の概算事業費は 4.0 億円と試算しているが、次期プランに基づき、オーバーツーリズムの未然防止など社会情勢を踏まえた課題に対応するには同額程度の金額を要するため、令和 7 年度から 3.2 億円程度増加する見込みである。

### (5) 大型建設事業費・公債費

昭和 40 年代から平成のはじめに公共施設の大半が整備されており、大規模改修の目安である築 30 年以上となる施設は、全体の 72.3%（R5.3 時点）を占め、令和 15 年には 94.1%となる見込みである。

今後は小学校建替や橋りょう架替などの実施が避けられない状況となっており、大型建設事業費は年平均 18.9 億円と、過去 10 年間（平成 28 年度～令和 7 年度）の平均と比較し、6.1 億円程度増加する見込みである。

また、令和 5～7 年度に実施した大型建設事業で借り入れた地方債の償還が順次開始されることに伴い、公債費は 11.6 億円／年と、令和 7 年度から 3.3 億円程度増加する見込みである。

### (6) 人件費

職員人件費（消防職員含む）は、ベースアップや期末勤勉手当の支給月数の増に加え、地域手当の段階的な導入や会計年度任用職員への勤勉手当支給などの制度改正への対応に伴い、39.0 億円／年と、令和 7 年度から 4.2 億円程度増加する見込みである。

※本参考資料に係る出典情報や行政需要の内訳は箱根町から提供されたもの。